

ジョン・ロックと奴隷制にかんする諸問題

高田 紘二

はじめに

I ロックと奴隷制(1)—— 事実関係の確認

- ① ロックの奴隷貿易への投資
- ② ロックと植民地の奴隷政策

II ロックと奴隷制(2)—— 3つの接近方法

- ① 逸脱論—— 実践を理論からの逸脱と見る
- ② こじつけ論—— 実践を理論のこじつけと見る（以上本号）
- ③ 実現論—— 実践を理論の実現と見る

おわりに

はじめに

ジョン・ロックは、近代的な政治理論・思想を展開し、また、近代的な基本的人権思想を確立した人として、よく知られている。ところが、かれはまた、他方で、イングランドの植民地政策の策定と実行に深く関与するとともに、いわゆる三角貿易の一環をなす奴隷貿易や北米や西インド諸島植民地に導入された黒人奴隷制度についても、これを擁護し正当化していることも、今では、否定できない事実として、知られている。この問題については、拙稿「18世紀スコットランドの思想と奴隷制問題」⁽¹⁾でも少し取り扱ったのであるが、本稿では、この問題を中心にあつかった最近の論文のいくつかについて論究する。

I ロックと奴隷制(1)—— 事実関係の確認

グロウサァによれば、ロックは「自然的自由の卓越した理論家であり、また、18・19世紀の奴隷制度廃止論者たちの影響力のある資料源」であるとともに、「現実に奴隷貿易に参加していた」のである。このことは、ロック研究者たちを「やっかいな事実」に直面させることになる。グロウサァは、この問題にたいするロック解釈者たちの反応を3つに分類している。第1のグループは、この「やっかいな事実」を、自然的自由・権利と自由

主義的諸原理を主張・固守した一人の人間の公的な活動のなかの、「不運だがささいなちょっとしたまちがい」だと見なす。第2のグループは、ロックの奴隷貿易への参加を単にかれの自由主義的諸理論からの逸脱と見るのではなく、かれの諸著作より「奴隷制度の精緻で不名誉な正当化」を引き出し、ロックは理論を実践に適應させようとするが、ただ「やっかいにこじつけられた論理」によってのみ理論と実践を一致させることができた、と解釈される。第3のグループは、ロックの奴隷制度の容認がかれの基本理論からの「逸脱」や「こじつけ」から生じたものではまったくなく、現代の崇拜者たちがロックを自由主義の創設者の一人としてどのように把握しようとも、かれの奴隷制度の「正当化」は「ロック哲学の建造物」の一部と見なさざるをえない、とする。⁽²⁾ここからは、必然的に「人種主義者 Racist」ロックとする規定が引きだされる。⁽³⁾

ロックと奴隷制問題をめぐる、このような3つの解釈あるいは接近方法を吟味するためには、まずはじめに、奴隷制度とのロックの係わりという事実関係の確認が必要だと、グロウサァは言う。

ロックは基本的には2つの方法で奴隷制度にかかわった。第1に、かれは奴隷貿易を主とする会社へ投資した。第2に、かれはアメリカの植民地

問題にかかわる諸団体の秘書としてまた政策助言者として、直接に奴隷の供給や規制をふくむ問題に取り組んだ。

① ロックの奴隷貿易への投資

ところで、第1の投資の事実は、完全ではないが（というのは17世紀のこの種の投資記録は事業が終わるとしばしば廃棄されるのが通例であったから）、十分に、確実である。ロックのこのような投資のうち、代表的なのは、奴隷貿易・奴隷制度に依存する商業活動を主な活動としていた2つの会社への貨幣投資であった。

まず、王立アフリカ会社 The Royal African Company。このあきらかな奴隷貿易企業に、ロックは1672年の設立直後に、600ポンド投資した。この額は常にお金に大変用心深かった（ことばを変えればお金に汚かったとも言えよう）ロックにとって、決して軽いものではなかった。ところで、王立アフリカ会社はアフリカ西海岸沿いに交易し、もっぱらアメリカの植民のために既に不可欠と考えられていた奴隷を供給するために、1672年に設立された。この会社は、この前身である王立アフリカ・アドヴェンチャラズ会社 The Company of Royal Adventurers into Africaの失敗を考慮して、国家の微妙な問題によりも、利潤をあげることに配慮することになった。この意味で、ロックは会社が求める投資家にふさわしいひとりであった。また、ロックの友人であり、かつ、パトロンであったアシュリィ卿（初代シャフツベリィ伯爵）も、2000ポンド（第3位の高額投資）を投資していた。かれはバルバドス島にも土地と奴隷を所有していたし、奴隷貿易船の分割所有者でもあり、アメリカ植民地の商業的成功に大きな関心をもっていた。かれはこの会社の副支配人（1673年から77年まで）と呼ばれ、会社の成功に大きく貢献した。というのは、ロックとアシュリィ卿は、「金、銀、黒人、奴隷」取引の独占（特許状による）に注目し、初年度の活動報告から見る限り、奴隷の積み出しと奴隷の「工場」に最も重きを置くことで、会社を成功に導いたと思われる。この報告によれば、奴隷は、「かれら〔奴隷〕なしには存続不可能な国王陛下のアメリカ植民地のすべてへ送られている」⁽⁴⁾。こうして、王立アフリカ会社は大きな利益をあげ、増大する奴隷需要に応

じるのに苦勞することにさえなった。⁽⁵⁾

ロックの第二の投資先は、バハマ・アドヴェンチャラズ会社である。

この会社はバハマ諸島開発のために1672年設立された。バハマ諸島についても、アシュリィ卿をふくむ6人（カロライナの土地所有者と重なる）に譲渡され、この会社へのかれらをふくむ11人の出資者にはロックも入っていた。ロックの投資額は最初100ポンドであったが、後に友人（John Mapletoft）の分を継承し200ポンドになったという。⁽⁶⁾

この会社でのロックの活動については、この会社の最初の会議録しか残っていないので、これ以上のことはわからないが、この会社と奴隷制との関連については、つぎのことが助けになるであろう。クレイトン Michael Craton の『バハマ史 A History of the Bahamas』によれば、土地所有者たちへのバハマ諸島（前はスペインの今はイギリスの支配下）譲渡の条件は利益の上がる作物の作付けと交易を刺激することであった。この植民地開発には当然のごとく先住民とともにニグロを主とする奴隷制が採用された。1671年のセンサスによると（クレイトンによる引用）、全人口1097人のうち奴隷443人、もうひとつの資料（The Colonial State Papers, West Indies）によると、「最初の3年間に〔必要な〕バハマ諸島定住と改良の費用」を推定して、300の家族であれば600人の奴隷（ひとり当たり30ポンド）を必要とし、また、「年々4000人のニグロ——最初の2年間で8000人になる——を……ひとり頭25ポンドで取引する」必要がある、としている。⁽⁷⁾

しかしながら、上述のような過大で過激な要求（奴隷貿易への過大な要求と膨大な資金需要・投資要求）——グロウサァはこのような要求を「賭」（202）と呼んでいる——にロックやアシュリィ卿をふくむ出資者たちが応じられるわけもなく、バハマの入植者たちは出資者と会社の不十分な支援に不平をもらしている。それにもかかわらず、ロックとシャフツベリィはバハマに関心を持ち続けており、シャフツベリィは植民者たちの新作物の植え付けを支援しようとしたし、ロックは何年かのあいだバハマ問題に関心を持ち続け、ある時点では、植民にもっと積極的に係わりようさえ考えていたと推測されている。というのは、フォッ

クス＝バァーンは、西インドへの植民者で友人の
コルトン Sir Peter Collton のロック宛の手紙
(1673年5月28日付け)を、ロック自らが植民地
への植民を考えており、これにたいして、コルト
ンが遠隔地での植民活動の困難を根拠にロックの
意図を思いとどませようとしている、と解釈し
ている。他方、クレイトンは、ロックがひとりの
植民者としてバハマ諸島へ実際に移住すること
についてずっと前から研究していたのだと、これか
ら、推測している。⁽⁸⁾

いずれにしても、コレトンの手紙から、ロック
は明らかに西インド諸島をふくめアメリカの植民
地での植民と植民地交易(奴隷貿易をふくむ)
にたいして「穏やかだが真剣な参加を拡大する考
えを心に抱いていた」(202)こと、あるいは、少
なくとも、植民地開発と植民地貿易の発展に関心
を持っていたことが、うかがえる。

② ロックと植民地の奴隷政策

ロックはアメリカ(西インドをふくむ)植民地
の諸問題、ここでの関連で言えば、特に、奴隷制
の導入、奴隷の供給や規制といった問題を取り扱
った、異なった3つの委員会やグループの秘書と
して、またある程度まで政策助言者として活動し
た。

グロウサァによれば、これらの活動は「お金よ
りも、時間の投資を要した、奴隷制への参加」
(203)であった。まず、第1に、カロライナの特
許権保有領主⁽⁹⁾(当然、アシュリィ卿もふくむ)
Lords Proprietors of Carolina の秘書(非公式)
としての活動、第2に、交易植民委員会⁽¹⁰⁾の事務
局長 Secretary to the Council of Trade and
Plantation としての活動、第3に、通商植民委
員会⁽¹¹⁾の委員 Commissioner of the Board of
Trade としての活動、である。

奴隷制問題との関連で、ロックとカロライナ植
民地関係で最も注目されるのは、『カロライナ基
本憲法 Fundamental Constitutions of Carolina]
である。

この憲法は前文と本文120箇条からなってい
る。⁽¹²⁾この憲法の奴隷制にかんする条項はつぎの
ように言っている。すなわち、「カロライナのす
べての自由人はかれの黒人奴隷——[この黒人奴
隷が]どのような意見や宗教をもっていようと

——にたいして絶対的な権力と権威をもつであ
らう」(第110条)。この条項から、奴隷制にたいす
る公然たる、また、絶対的な是認を読みとること
は容易であり、当然の帰結であろう。

しかしながら、ロックの奴隷制との関連からこ
の条項を見るときには、(1)ロックがこの基本憲法
全体の著者である(ロックの手になる原稿があり、
かれの著作の多くの版にこれが収録されている)、
(2)筆記者として以外に全く係わりなし、(3)アシュ
リィ卿との合作、とする、基本憲法の形成にかん
する解釈が重要な問題となる。(1)の解釈が証明さ
れば、基本憲法の上述の条項はロックの奴隷制
承認を明白に示している。(2)の解釈に立てば、こ
の基本憲法はロックと奴隷制との関係を示す根拠
を提供するものではなくなる。

グロウサァによれば、基本憲法にかんする最近
の研究では、(3)の解釈が有力だといわれる。この
解釈はロックとアシュリィ卿との密接な関係——
お互いにたいする尊敬の念——を考えれば、もっ
とも妥当性が高いと思われるが、この場合には、
ロックはこの奴隷条項をどのように考えていたの
か、かれはこの条項を承認したのか?、が問われ
ることになる。

これについては、ロックが基本憲法において
「最も貢献したと思われる箇所は、……宗教的自由
と寛容にかんする条項」⁽¹⁴⁾であったといわれ、
特にイングランド国教会設立の条項(第96条)に
は反対であったことは確かだといわれる。このイ
ングランド国教会を「唯一の真実かつ正統な教会」
であり「カロライナ州の国教」でもあるとするこ
の96条は「ロックの草案にはなく、領主の幾人か
がロックの意向に反してこの中に挿入させたもの
であった」⁽¹⁴⁾といわれる。このことを根拠として、
ロックが奴隷条項にも反対したと解釈する人もい
るが、グロウサァによれば、このような解釈はあ
りそうにない。グロウサァはそのための理由・根
拠として2つのことをあげる。

第1に、既述したロックの奴隷貿易を主活動と
する諸会社への投資の事実である。投資の事実そ
のものは、必ずしも、その投資先の諸会社の活動
の全面的な承認を意味するわけではないが、ここ
で詳述されているロックの植民地政策への深い関
与という事実を付け加えることができる。

第2に、ロックがこの基本憲法以後に書いた聖

パウロへの注釈の内容である。このなかで、ロックは基本憲法でなされた宗教的自由と市民的自由とあいだの区別を注意深く再説している。ロックは基本憲法で奴隷にもかれらの選択する教会に出る自由を承認しているが、「しかし、どんな奴隷もこれによって市民的支配権——かれらの主人がかれらにたいしてもっている——を決して免れるものではないであろうし、他のすべてのことにおいてもかれらが以前にあったのと同じ状態と条件のままであろう」（第107条）と規定している。ところで、ロックは「コリント人への第一の手紙」への注釈でつぎのように言っている。すなわち、「キリスト教はかれが以前にあった……状態を変える何らかの新たな特権をだれにも決して与えはしない。汝が奴隷であればどうであろうか？..人間は、かれがどのような状態にあると考えられようとも、キリスト教の教義の[信仰によって]何らかの特別の恩恵——かれはこれによってかれが以前にもっていた何らかの義務を決して控除されたり免除されたりするのではない——にもかかわらず、同じ[状態]に留まることができる……」⁽¹⁵⁾。

さらに、ロックは付け加える。すなわち、「キリスト教[の信仰]によって市民社会と政府の義務・束縛から解放されると考えることはキリスト教徒たちが非常に陥りがちな過ちであったように思われる。」⁽¹⁶⁾

以上のことから、グロウサァはつぎのように結論する。いずれにしろ、はっきりしているのは、たとえロックが自ら基本憲法における奴隷条項を書かなかったとしても、疑いなく奴隷条項を承認することができたであろう。(204)

つぎに、交易植民委員会の事務局長（1673年10月—1674年）としての活動⁽¹⁷⁾と通商植民委員会の委員（1696年—1770年）としての活動⁽¹⁸⁾について。

これらの委員会の仕事の多くは奴隷・砂糖・製造業製品の三角貿易を促進することに関連していたし、ロックのこれらの委員会での活動は、消極的・受動的なものでは全くなく、積極的で「能動的な政策立案者 an active policy-maker」であった。クレイトンによれば、「通商[植民]委員会の資料は、ロックが実行されたほとんどあらゆることについて指導的な委員であったことを、豊富に明らかにしている」⁽¹⁹⁾し、この見解は、さらに、

最近のラスレットの研究⁽²⁰⁾によって、補強されている。⁽²¹⁾

II ロックと奴隷制(2)——3つの接近方法

グロウサァによれば、ここで初めて、これまでに明らかにされた事実を前提に、ロックの行動（奴隷制への関与・参加）と通常思想史上のロックの位置（自然的自由と自然権の擁護者）とのあいだの不一致にたいする、既に分類された3つの接近方法を検討することができる。(204)

① 逸脱論——実践を理論からの逸脱とみる

ロックの奴隷制への係わりという「やっかいな事実」を自然的自由・権利と自由主義的諸原理を主張・固守した一人の人間の公的な活動のなかの、「不運だがささいなちょっとしたまちがい」、すなわち、理論からの実践の逸脱だとする逸脱論では、誰もロックを見え透いた偽善者だと非難したりはしない。

逸脱論では、このようなロックの奴隷制への関与・参加は「やっかいだが重要ではないちょっとしたまちがい——個人的な利害をもつ局所的な取引の結果——」であり、「大理論 the Grand Theory の重要性と影響はこのような欠陥を克服している」と見られる。例えば、クレイトンのような奴隷制史家たちも上述のロックの奴隷制への深い係わりという事実を反奴隷制理論家としてのロックという主要事実にたいする単なる脱線だと理解している。さらに、もっと極端な逸脱論の理想主義的解釈者はこれらのロックの行動を「語るに値しない」ものとする。たとえば、スクウォドゥリオ⁽²²⁾はロックを人種主義[者]とする非難にたいして、ロックの経験主義を擁護して「ロックの想像された奴隷貿易への係わり、あるいは支持にかんするどんな言及も見当違いだ」と、みなす。しかしながら、このような極端な議論は、上述で述べたロックと奴隷制への関与・参加のいろいろな事実を覆すに足る歴史的証拠を何らかの形で提示できなければ、単なる定言命令の表明に過ぎないであろう。これにたいして、グラント⁽²³⁾はロックのこのような行動を認めることにはやぶさかではないが、それを理論——「決してあの制度[奴隷制]を支持することのできない」そのような理論——からの逸脱とみる。このような解釈

を検討する前提として、ここでは、ロックの「決して奴隷制を支持できない」理論とはどのようなものか、特に『政府二論』から反奴隷制を示す文章のいくつかに焦点を合わせてみるのも、有益であろう。(205)

まず最初に、ロックの『政府二論』からの反奴隷制にかんする箇所として、奴隷制廃棄論者が好んで引用するのは、「第一論（あるいは前編）」の冒頭である。すなわち、「奴隷制は人間の非常にひどくて悲惨な状態であり、それだからこそ、われわれの自然の寛大な気質と勇氣に直接に反している。」⁽²⁴⁾(1)

ここでは、文字どおりに読めば、奴隷制は明確に、また、公然と非難されているかのように聞こえるのだが、「けれども、文脈がその意味を変化させる。」(205) というのは、ロックはここで奴隷制ということばを、フィルマの家父長的絶対王政理論を攻撃する文脈のなかで使用しており、特別な意味よりも一般的な意味で、文字どおりの現実に実在する制度としての意味ではなく比喩的な意味で使用している。これによって、この文章が単純に奴隷制廃棄論者のテキストとしての資格を失うわけではないにしても、ロックの反奴隷制理論が注意深い読み方を要することは明らかであろう。(206)

ロックは「すべての政府を絶対専制政治に、……そして、万人を生まれつき奴隷の境遇——これこそかれらの卑しい精神にこそふさわしい——におこうとした」⁽²⁵⁾(239) フィルマ流の専制君主を攻撃している。ここでも、レトリックの過剰が奴隷制否認の明晰性を複雑にしている。グロウサァによれば、ロックは、ある人間が“卑しい精神”のために奴隷制の境遇にふさわしいことを示唆することによって、ここで、ふたつの古代的な奴隷制擁護の伝統理論——自然的劣等性論（プラトンとアリストテレス）と神の罰としての奴隷制というユダヤ・キリスト教のモデル——に接近し、あるいはそれらを容認——無意識であれ——しているように見える。⁽²⁶⁾

しかし、ロックは人間が生まれながらに奴隷であったり、奴隷にふさわしいとかいう理論を認めてるわけではない。⁽²⁷⁾ というのは、ロックが正当だと認める奴隷は、正義の戦争での捕虜のみであるし、しかも、ロックは捕虜の子どもにたいする

征服者の如何なる権利も認めていない。⁽²⁸⁾

こうして、逸脱論は、ロックの理論は決してアメリカ植民地で実行されていたような動産奴隷制を支持するものということとはできないと結論づける。

②こじつけ論——実践を理論のこじつけと見る

グロウサァによれば、この解釈者はロックが理論上は奴隷制の敵対者としての名誉に値することを承認するのだが、実践においては残念ながらロックがアメリカの奴隷制を承認するために如何にかれの基本理論をねじ曲げたかを説明する。

アメリカ奴隷制のロックによるこじつけ正当化論を最も完全に展開したのは、セリガァである。

セリガァの見解⁽²⁹⁾によれば、ロックは『政府二論』の「第二論（あるいは後編）」すなわち『市民政府論』[この部分の邦訳が鶴飼信成訳『市民政府論』（岩波文庫）である]で第一期大英帝国の二大柱石である植民地化と奴隷制を擁護・正当化している。

セリガァは議論を正義の戦争での捕虜の奴隷化の承認から始める。ところで、ロックにとって、正義の戦争とは侵略者にたいする領土の防衛のために戦われる戦争である。それゆえ、ひとつの社会は、もうひとつ別の社会の市民の生命・自由・財産を攻撃して、この社会を征服・従属させるために戦争を用いることはできない。このように、正義と不正義の戦争にかんするロックの区別の原理は単純である。攻撃的戦争と防御的戦争とのあいだのロックの単純な区別はたとえば正当化できる予防的戦争の問題などによって多少複雑になるとしても、『市民政府論』では防御的動機を強調している。

こうして、ロックは与えられた状況のもとで侵略・攻撃者と防御者のあいだをはっきりと区別できると確信しているように見える。

ところで、当時のアフリカの奴隷貿易の擁護の論理は単純なものであった。クレイトンが述べているように、「ほとんどのイギリスの作家たちは奴隷の大多数は西アフリカに特有の[部族間の]戦争での捕虜だと信じていた。」⁽³⁰⁾

したがって、このような戦争で捕らえられたアフリカ人捕虜を、奴隷として売買することになん

らの疑念ももたれることはなかったし、さらに、アフリカで戦争捕虜としているよりもアメリカで奴隷としている方が良いであろうと共通して考えられていた（このような手前勝手な正当化論がきちんと論理的に証明されるわけはなかったが）。

しかしながら、ロックの正義と不正義の戦争という奴隷化の正当化論に基づけば、アフリカ人捕虜をそのまま直接に奴隷として売買する根拠は薄い。というのは、かれらが正義の戦争で捕らえられた捕虜であるかどうかを確認するすべがないからである。さらに、イギリス人の奴隷購買者のすべては、アフリカ人との戦争では優位な力を持つと確信できたであろうが、ロックの『市民政府論』は優越性に基づくこのような要求のみでは、征服者になんらの特権も決して保証していない。

いずれにしても、ロックの正義の戦争での捕虜という奴隷化の起源論のみでは、王立アフリカ会社の奴隷取引を正当化できないであろう。反対に、ロックのこの議論は、アフリカ奴隷貿易擁護論の不適格さを暴露するのに役立つであろう。(207)

このために、セリガァは植民地奴隷制を擁護するロックのもうひとつ別の思考を明らかにしている。

セリガァによれば、ロックの議論は再び戦争捕虜の合法的な奴隷化をもって始まる。ロックの奴隷制擁護・正当化論の真のこじつけはつぎのような論理の連鎖のなかに現れる。すなわち、先住のアフリカ人とアメリカ人はかれらの土地を植民し開発しようとするヨーロッパ人に反対する戦争において侵略・攻撃者と見なされることができる。それゆえ、「ロックは王立アフリカ会社の奴隷を急襲する攻撃は正義の戦争であったとして満足しているように見える」⁽³¹⁾

さらに、セリガァの議論は、その正しさを証するためには、ロックの『市民政府論』より得られる、「正義の征服者としての植民者」にかんして“避けることのできない言外の意味”を発見しなければならないであろう。すなわち、ロックの論理のなかにあるとみられている、困難な連鎖—先住民が侵略・攻撃者であるという—はもっと多くの点検を必要とするであろう。この考え「先住民が侵略・攻撃者であるという」は『市民政府論』の原理の異常な違反のように見える。ロックによれば、「私を奴隷にしようと試みる者は、これに

よって自分を私と戦争状態に置くのである」⁽³²⁾ (17) そして、攻撃者かつ奴隷にされた者は罰せられか殺されるに値することになる。

それでは、どちらかと言えば、このような攻撃の被害者・犠牲者である先住民であるアフリカ人とアメリカ人が、いかにして、自ら攻撃者に変えられることができるのであろうか。

セリガァによれば、この答えはロックの荒地地理論⁽³³⁾のなかにある。

この原理によれば、かれらが開発することができないか、あるいは開発しようとする土地に住居している人々は、その土地を開発することができるか、あるいは開発しようとする人々にたいして、その土地の開発や開発の意志を妨げる場合、攻撃者となりうるのである。モアの『ユートピア』では、人口が一定数を越えると、ユートピア人は隣国のもつ多くの未居住の未耕地を植民する。理想の場合には、先住民はユートピアの法のもとで生活することに同意するであろうが、「彼ら[ユートピア人]の法に従って生活することを原住民が拒めば、自分たちで定めた境界線の外に追い出します。抵抗する人々にたいしては戦争を行います。なぜならもし、ある民族がその土地を自分で使用せず、(かえって) いわば空漠、空疎のままでも所有しながらも、自然の掟に従って当然そこから生活の糧を得るはずの人々にたいしてはその使用や所有を禁じるという場合、彼らはそれを戦争の最も正当な理由と考えているからです。」⁽³⁴⁾

ロックもこれと似たような思考を『市民政府論』で示している。

第1に、ロックの財産分析の一節。「荒蕪地のままになっており、かつ、そこの住民が実際に利用しうる以上にある……土地はきわめて多い」⁽³⁵⁾ (45)

第2に、戦争賠償論の一節。ロックは勝利者が敗北した敵の土地を正当に奪取できる場合を、「すべての住民が所有し、利用する以上に土地があり、誰でも荒蕪地を自由に使っていい時」(184) (邦訳189ページ) だとする。

したがって、先住民（アフリカ人やアメリカ・インディアンのように！）が「かれらの荒蕪地の征服に抵抗する」ならば、「かれらは戦争では攻撃者となる」⁽³⁶⁾ のであるから、当然にも、開発者（イギリス人をふくむ！）はかれらを殺し、捕虜

を奴隷化するのは正当である。(37)

ところで、アメリカ植民地政策にかんして言えば、アシュリィ卿は可能な場合には土地をインディアンから購入するほうを好んだという。⁽³⁸⁾ いずれにしても、グロウサァによれば、アシュリィ卿とロックはベイコン流の温和なやり方での植民を考えようと欲していたと推測できる。⁽³⁹⁾ ベイコンによれば、「私は処女地への植民を好む。すなわち他の民を移すために、在来の民が排除されない場所への植民である。」⁽⁴⁰⁾ とはいえ、ベイコンは、「未開人がいる所」(邦訳155ページ)の植民問題に敏感だっただけで、ベイコンが先住民の居住する土地への植民を躊躇したわけではまったくない。ベイコンはこれらの先住民は「正当かつ親切に」(邦訳156ページ)と扱われるべきだが、1622年のヴァージニア大虐殺のまえにも、植民者たちに「じゅうぶんに用心する」(同)ように(植民をやめるようにではなく)忠告している。

この大虐殺とそれ以後の植民地政策の変化の後に登場したロックは、かれの自由主義的原理を植民地の現実に適応するように調整せざるをえなかった。ロックは荒蕪地での先住民の抵抗を想定し、このような“攻撃”にたいする開発者の“抵抗”の正当性を自明だと考えている。⁽⁴¹⁾

また、アフリカの荒れ地は開発者の目にはアメリカのそれよりもあまり有望にはみえなかったとはいえ、ロックとイギリス人は、アフリカをよりもっと生産的に利用することのできる荒蕪地と見なしていたのであり、このような正当化の論理はアフリカにも、またそれゆえアフリカ人にも全く十分に有効だと考えられていたと推論してもよからう。⁽⁴²⁾

グロウサァによれば、このような推論と論理の連鎖がどれほどこじつけのように見え、不完全であるように見えようとも、それは想像力豊かな解釈者たちによって考え出された単なる幻想ではない。それゆえ、奴隷制の敵対者ロックはアメリカ

の荒蕪地の白紙状態 tabula rasa に自らの私有財産だとする刻印を熱心につけようとする「土地貴族 the Landgrave」ロックを押さえることができなかったのである。⁽⁴³⁾

この場合、ロックは先住民文化の内部的発展に関心をもち、それを忘れてはいなかったように見えるが、しかし、結局のところ、ロックは労働と所有権＝私有財産“Property”にかんする論理のうちに具体化された発展論——『市民政府論』の“所有権について”で最も明白に提出されている——に満足しているように見える。そこでは、徳は地球の補給のための生産的労働にあり、この労働を通じてのみ人々は土地と財にたいする所有権 title を獲得するのであり、このような論理は、アフリカおよびアメリカの植民地政策および開発(ここには奴隷制の導入とその擁護・推進は当然のこととして含まれている)を全面的に擁護する有効な論理として機能したのである。このようなロックの思考は、もちろん、植民地奴隷制を支持するロックの行動は、かれが荒れ地と発展の問題についてユートピアンに共感していたことを示唆しているであろう。(209-210)

そして、グロウサァによれば、少なくとも、ひとりのアメリカのピューリタン—コネチカットの牧師—が先住民の排除を正当化するために荒蕪地にかんするロックの議論を利用したことが知られている。⁽⁴⁴⁾

以上のような思考と論理の系列は、まさしく「こじつけ」論を逸脱して、ロックの論理そのものから、奴隷制擁護を必然的に帰結するように見えるのだが、セリガァは、ロックが他のところで自己決定にたいする尊重と非略奪者・非排除者にたいする同情を示しているという理由と根拠によって、このロックの思考・論理の系列を基本的な自由主義諸理論の実現あるいは必然的帰結というよりも「こじつけ」だと見なしている。(210)

(未完)

and the Slave Trade, in: *Journal of the History of Ideas*, 51 (1990), pp.199-200.

以下では、この論文については、ページ数のみ示す。

(3) このような解釈については、つぎのもの参照。

Cf., H.M.Bracken, *Essence, Accident, and Race*, in: *Hermathena*, 116 (1973); Richard H.

注

(1) 拙稿「18世紀スコットランドの思想と奴隷制問題—ハチスンを中心として—」奈良県立商科大学『研究季報』第3巻第1/3合併号(1992年12月)、105-107ページ参照。

(2) Wayne Glasser, *Three Approaches to Locke*

Popkin, *The Philosophical Bases of Modern Racism*, in : Craig Walton and John P. Anton (eds.) *Philosophy and the Civilizing Arts*, Athens (Ohio), 1974, pp.126-165.

- (4) 王立アフリカ会社の特許状および初年度活動報告については、つぎのものを参照。

Cf., Elizabeth Donnan (ed.) *Documents Illustrative of the History of the Slave Trade to America*, (2 vols.; New York, 1965), Vol. I, pp.177-92, 192-93. (201n5)

- (5) アシュリィ卿は、1677年にかんがりの利益を得て持ち株を売却したが、ロックも、同じ時期ではないにしても、同じように行動し、同じような利益を享受したと考えられている。(201)

王立アフリカ会社の活動については、つぎのものを参照。Cf., Michael Craton, *Sinews of Empire: A Short History of British Slavery*, London 1974, pp.58-66. (201n6)

また、生越利昭『ロックの経済思想』（晃洋書房、1993年）「第6章植民思想」、特に332～333ページ参照。

- (6) フォックス＝バァーン Fox Bourne はロックの全投資額は200ポンドをこえたと推定している。Cf., H.R. Fox Bourne, *The Life of John Locke* (2 vols.; New York, 1876), I, 291-92. (202n7)

- (7) この同じ資料を、フォックス＝バァーンもクレイトンも引用している。Cf., Fox Bourne, *op. cit.*, I, p.290; Craton, *A History of the Bahamas*, London, 1962, pp.69-70. (202n9)

- (8) グロウサァは、ロックの手紙を引いている。「私は[コレトン]はバハマ貿易のあなた[ロック]のパートナーであることを理解しており、あなたが植民に干渉しなければ好転するでしょうが、しかしあなたがそうでなくて、あなたの土地管理人のための食料のために植民する[つもりで]あれば、あなたは植民で全資金をおぼれさせる[蕩尽させられる]ことになり、決して良い結果にならないであろう。

……他の男がそこへ私はバハマ諸島のことを考えているが—植民しようとするのであれば、かれらがわが国[バハマ諸島]を改良・改善するのを妨害はしないが、私はあなたにも私の主にもそれに従事させたいとは決して思わないであろう…」(202) Cf., E.S. DeBeer (ed.) *The Correspondence of John Locke* (8 vols., Oxford, 1976), I, p.380. (202n

10)

- (9) Lords Proprietors of Carolina の特許権保有領主という訳語は、生越利昭氏によるものである。同『ロックの経済思想』313ページ参照。また、以下の本文で述べるこの秘書としてのロックの活動についても、同321-327ページ参照。

- (10) この委員会でのロックの活動については、生越前掲書327-334ページ参照。

- (11) 生越前掲書によれば、この通商植民委員会の正式名称は Commissioners for Trade and Plantations, or Board of Trade and Plantations である。同368ページ注(61)参照。

この委員会でのロックの活動については、同書336-342ページ参照。

- (12) *The Works of John Locke. A New Edition, Corrected.* (10 vols., London, 1823), reprinted by Scientiã, 1963, X, pp.175-199. この『カロライナ基本憲法』におけるロックの思想、特に植民思想については、生越前掲書315-321ページ参照。

- (13) *Ibid.*, p.196.

- (14) 生越前掲書317ページ。基本憲法の第95条と第96条における、宗教的不寛容とイングランド国教会絶対主義にたいして、第97条から第110条までにおける、宗教的寛容の一定の承認規定がロックの見解を反映していることについては、各条項の分析とともに、同317-320ページ参照。特に、奴隷にも「信仰の自由」を承認しているのに注意。

- (15) *The Works of John Locke...*, VIII, pp.116-117. (204n15)

- (16) ロックが注釈を加えたのは、『新約聖書』「コリント人への第一の手紙」である。該当の箇所をあげれば、次のとおり。「……各自は、主から賜った分に応じ、また神に召されたままの状態にしたがって、歩むべきである。……大事なのは、ただ神の戒めを守ることである。各自は、召されたままの状態にとどまっているべきである。召されたとき奴隷であっても、それを気にしないがよい。しかし、もし自由の身になりうらなら、むしろ自由になりなさい。主にあって召された奴隷は主によって自由人とされた者であり、また、召された自由人はキリストの奴隷なのである。あなたがたは、代価を払って買いとられたのだ。人の奴隷となってはいけない。兄弟たちよ。各自は、その召されたままの状態、神のみまえにいるべきである。」(同第7章第17節～第24節)

(17) この委員会でのロックの活動については、生越前掲書第6章第1節「4 交易委員会におけるロックの活動」(327-334ページ)、参照。

(18) この委員会でのロックの活動については、生越前掲書第6章第2節「1 通商植民委員会の設立とロック」(336-338ページ)、参照。

(19) M.Cranston, *John Locke: A Biography* (New York, 1957), 406. (204)

(20) Peter Laslett, *John Locke: The Great Recoinage and the Board of Trade, 1695-1698*, in: *William and Mary Quarterly*, 14 (1957), pp.370-402.

(21) ここまでに論じられた以外に、ロックの植民地問題と奴隷制との関連で重要と思われるものに、いわゆる「ヴァージニア問題」があるが、これについては、生越前掲書第6章第2節「2 ヴァージニア問題とロック」および「『ヴァージニア論』における植民思想」(339-359ページ)、特にロックの奴隷制問題をあつかった部分(351-356ページ)参照。

(22) Kathy Squadrito, *Locke's View of Essence and Its Relation to Racism: A Reply to Professor Bracken*, in: *The Locke Newsletter*, 6 (1975), 53n. (205n19)

(23) Ruth W. Grant, *John Locke's Liberalism*, Chicago 1987, 68n.

グラントは、第二の接近方法である「こじつけ論」を代表する論者として、後述のセリガ M.Seliger とラスレット Peter Laslett をあげている。彼女は特にラスレットが二つの資料(『カロライナ基本憲法』とヴァージニアのニコルスン総督への手紙)を誤用している”と非難しているが、これらの資料の最も重要な問題点は、これらの資料の著者がロックであるかどうかということであろう。(205n20)

(24) *John Locke, Two Treatises of Government*, ed. Peter Laslett (Cambridge, 1960), p.159. 以下では、『政府二論』については、節の番号が示される。

(25) *Ibid.*, (239). ロック、鶴飼信成訳『市民政府論』岩波文庫、241ページ。ただし、訳文は同じではない。

(26) 西洋文化における奴隷制問題にかんする思想と歴史を古代から近代にいたるまで詳細に分析した浩瀚な名著—今でも十分に読むに値する—と思われるものに、次のものがある。Cf., David Brion Davis, *The Problem of Slavery in Western Culture*, Ithica, 1966.

(27) これについては次を参照。「何人も自分のもっている以上の力を他人に与えることはできない。そうして自分自身の生命を奪い得ないものは、他人に自分の生命に対する権力を与えることはできない。」(23)、邦訳29ページ。また、「人間の自然の自由とは、地上のすべての優越的権力から解放され、人間の意志または立法権の下に立つことなく、ただ自然法のみをその掟とするということである。」(22)、邦訳28ページ。さらに、「私を奴隷にしようと試みる者は、これによって自分を私と戦争状態に置くのである。」(17)、邦訳23ページ。

(28) たとえば、ロックは次のように言う。「……父親も、当然に、自分の子供の生命自由についての権力をもっているわけではなく、……それ故、子供たちは、父親に何が起ころうと、自由人であり、征服者の絶対的権力は、彼の征服した人間の身体以上に及ばず、……かりに彼がこれらの人々を、彼の絶対的恣意的権力に服する者として、奴隷として支配しようとも、彼は、これらの人々の子供たちに対しては同じような支配権はもたないのである。」(189)、邦訳192ページ。

(29) セリガの解釈(こじつけ論)の最もよい要約については次のものを参照。Cf., M.Seliger, *The Liberal Politics of John Locke*, New York 1969, pp. 114-24; do, *Locke, Liberalism, and Nationalism*, in: John W. Yolton (ed.) *John Locke: Problems and Perspectives*, Cambridge 1969, pp.27-29. (207n23)

(30) Michael Craton, *Sinews of Empire: A Short History of British Slavery*, London, 1974, p.72.

(31) Laslett (ed.), *John Locke, Two Treatises of Government*, p.303n. ラスレットはロックが決して現実にこのような結論を引き出し、叙述しているのではないので、“ようにみえる”(“seems”)といている。

(32) *Locke, Two Treatises of Government*, (17). 邦訳23ページ。

(33) グロウサーによれば、ここではロックはモアの『ユートピア』に影響されているのであろうが、セリガはモアとの類似性は言うが影響については語っていない。ロックはモアの『ユートピア』をもっていたが、かれの著作のどこでもそれを論じていない。しかし、ロックはかれ自身が決して認めなかった多くの著作によって影響されたことは確かである。(208n26)

(34) *The Complete Works of St. Thomas More*,

Vol.4 : *Utopia*, Yale University Press, 1979(c1965), p.76. 澤田昭夫訳『ユートピア』中央文庫、123ページ。

③5) *Locke, Two Treatises of Government*, (45). 邦訳51ページ。

③6) Kathleen Squadrito, *John Locke*, Boston, 1979, p.128. 理想主義的な逸脱論者であるスクウォドリオは、逆に、ロックが、荒蕪地を開発しようとする者はこれに抵抗する者を殺すか奴隷化するのは正当であると、どこでも決して言っていないことを論証しようとしているのだが。(208)

③7) グロウサァによれば、このような原理は『市民政府論』よりも『ユートピア』においてより明らかである。(209)

③8) ヘイリィはこの方法のほうが戦闘よりも安価であったことはもちろん、より人道的であったと皮肉に指摘している。Cf., K.H.D.Haley, *The First Earl of Shaftesbury*, Oxford, 1968, p.250. (209n29) (39)ラスレットもロックの植民地政策がベイコンの影響を受けていたことを指摘している。Raslett, *John Locke, the Great Recoinage*, p.400.

④0) Francis Bacon, *Of Plantation*, in : *The Essays or Counsels, Civil and Morall*, ed. Michael Kiernan, Oxford, pp.106-108. 渡辺義雄訳『ベーコン随想集』「三三 植民について」(岩波文庫) 152ページ。(41) グロウサァは、このことを根拠づける一文を『政府二論』前編より引いている。

すなわち、「西インドの植民者は……かれが望めば、インディアンにたいして……かれらから被った損害にたいして償いを得ようとして、私兵を〔用いる〕であろう……」(130) また、ラスレットはこの部分に次のような注釈をつけている。かれによれば、ロックのこの部分の叙述は、カロライナ植民地との関係や通商植民委員会での活動経験から得られた知識を反映しており、ロックとフィルマァのどちらもアメリカの植民地と関係をもっていたこと、また、植民者たちは、かれらが購入によって獲得した奴隷や年期奉公人にたいして、ロックの同意によるよりも、フィルマァの主張する家父長的な権力をもつと考えていたことなどが、指摘されている。Cf., Laslett, *Locke. Two Treatises of...* p.255n.

④2) この正当化論がアフリカには有効でないとする論者

に Farr がいる。かれによれば、ロックは、「当時イギリス人がアフリカへ移住しようとする意図を全くもたなかったという単純な理由のために、この見解をブラック・アフリカを包含するまで拡大することはできなかったであろう。」James Farr, *So Vile and Miserable an Estate: The Problem of Slavery in Locke's Political Thought*, in : *Political Theory*, 14 (1986), p.275.(209n30)

④3) ロックの『カロライナ基本憲法』は、「自由主義的政策と制限的な社会階級制との興味深い混合」(204) だといわれ、また、「ペンニマンによれば、これ『カロライナ基本憲法』は新世界の植民地の基本法の中に17世紀イギリスでおこなわれている封建的諸慣習や地方の政治制度をとり入れようとした試みであるという。クランストンはこれを一種の荘園制度と評している。」(生越前掲書、316～317ページ)

たとえば、政治制度では、「議会は領主ないしその代理人、植民地貴族 (Landgraves)、土着民の酋長 (Cassiques)、および各管区 (Precinct) の自由土地保有者によって選出される各1名の代議員から構成される。この場合の被選挙権は500エーカー以上、選挙権は50エーカー以上の自由保有地を所有する者に限定されている。」し、すべての権限において、「8人の領主の権限が議会に優先し、議会は彼らの行政のための下部組織という位置しか与えられていなかった。」(同、316ページ) なお、「土着民の酋長 (Cassigves)」、「および各管区 (Precinc)」となっていたのを、ロックの原文により訂正した。

このように、『カロライナ基本憲法』によって、このカロライナ植民地では、「貴族制が発明され」、「ロックは第2の高位の階級である“植民地貴族” “Landgrave” (おそらくロックの造語) の資格とそれに伴って4万8千エイカァの土地を授与された」(203) Cf., *The Works of John Locke*, Vol.X, Scientia, 1963 (c1823), pp.175-199.

④4) この牧師の名は John Bulkley と言い、Roger Walcott の *Poetical Meditations* (New York, 1725) の序文でこれに関連して、かれのことを論じている。この抜粋と簡単な分析については、Cf., John Dunn, *The Politics of Locke in England and America*, in : Yolton (ed.) *John Locke: Problems and Perspectives*, pp.72-73. (210n33)